

びんごのくに みたにぐん きよつなむら じょうわじ
備後国三谿郡清綱村 常和寺文書 目録

(『広島県立文書館 収蔵文書目録』第1集 所収)

広島県立文書館

平成24年(2013)4月

凡 例

- 1 本目録は、『広島県立文書館 収蔵文書目録』第1集(平成6年3月刊)に掲載された「備後国三谿郡清綱村 常和寺文書」の目録である。
- 2 目録の各項目は以下のとおり。
 - 請求番号 本文書群の群番号(199111)と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。
【例】 81/2 199111/81/2
 - 表 題 資料にある原表題をそのまま採った。原表題がないものは、仮題を付けて〔 〕書きとした。内容について補記が必要な場合は、()書きで補った。
 - 年 代 資料に記された作成年月日を探り、推定は()書きとした。
 - 作 成 資料にある作成者名をそのまま探り、資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。
 - 形 態 資料の形態を記した。
 - 数 量 資料の点数を記した。
 - 備 考 補記すべき備考があれば、 付きで示した。
- 3 文書の排列は請求記号順とした。
- 4 利用の参考のため、本文書群の解説を冒頭に付した。
- 5 本目録で使用している日本語文字のうち、JIS規格(JIS X 0208:1997)に含まれないものは、“ 𪛗 ” および①、②などの丸付き数字である。これは、特殊な方法で表示してあるので、JIS第4水準(JIS X 0213:2004)までに対応した環境でなければ、文字(テキスト)として検索・抽出することはできない。本ファイルの利用にあたっては、その点に留意されたい。

小 目 次

| | | |
|-------|---------|---|
| 1 修験 | その他 | 4 |
| 祈念 | | 1 |
| 山伏法度 | 2 世俗 | 1 |
| 由緒 | 近世文書 | 4 |
| 官位・役職 | 近代・現代文書 | 4 |
| 印信 | 3 典籍類 | 3 |
| 修験出入 | 典籍 | 5 |
| 免許・申渡 | 和歌 | 5 |
| 経典・呪法 | | |
| 褒賞 | | |

解 説

1 常和寺の歴代住職

この目録に記載する常和寺文書は、平成3年12月25日付けで^{かぶとやま}朧山達明氏から県立文書館に寄贈されたものである。文書の点数はそれほど多くないが、県史編さん室でも未調査の修験関係の資料として貴重といえる。

さて、常和寺は^{ふたみくん きさちょうきよつな}双三郡吉舎町清綱(旧三谿郡清綱村)に所在した醍醐寺三宝院末(当山派)の修験寺院で、山号を修心山といい、正慶2年(1333)の創建と伝えられる。現在は小堂を残すのみで、廃寺となっている。

常和寺文書のうち、最も古いものは、保延4年(1138)正月23日に播磨国飾東郡の高松寺で書写された大般若経巻五五三である〔34〕。この経巻はもともと、和智氏の家来守近善秀が明応2年(1493)9月29日に三谿郡吉舎村八幡宮に施入したものと考えられ、それが常和寺に伝えられた理由は不明である。常和寺に關係する文書で一番古いものは、年未詳11月12日付けの和智氏奉行人連署奉書である〔1〕。差出人の一人高羽又十郎は和智氏の家老であり、主君誠春が巖島神社で討たれたあと、永禄12年(1569)2月8日に自ら命を断った。したがって、この奉行人連署奉書が発給されたのは永禄11年以前ということになる。その宛所は「円光坊」で、和智氏が3ヵ年に一度の大峰山入峰の祈念を頼んだものである。この奉行人連署奉書によって、備後国の国衆和智氏と修験寺院常和寺円光坊との關係が初めて確認できる。むろん、これ以前から、常和寺が修験の寺であったことは間違いない。

だが、円光坊以後の常和寺歴代の住職を、順を追ってたどることは困難である。「修心山常和寺円光院由緒書」〔18〕によると、第16世円光院宥栄は修験のうちで西国一の能書家であり、慶長16年(1611)の三宝院と聖護院との相論のときに活躍し、三宝院を勝利に導いたという。しかも、この宥栄の子孫は、善順・周尊・周順・宥尊の順で常和寺の住職を務めたとされる。ところが、「常和寺代々由緒書」〔20〕では、記録が散逸し、第22世の権大僧都円光院周尊以前は不明とする。そして、周尊以降の住職を、第23世阿闍利円光院周順、第24世大越家円光院周栄、第25世大先達法印円光院仙良、第26世権大僧都円樹院周音、第27世阿闍利円樹院周盛と続ける。第28世となる朧山正摩は、前住職周盛の長男であった。ただ、困ったことに、この由緒書と常和寺に残された官位補任状とは必ずしも一致しないのである。

そこで、官位補任状を参考に、常和寺の歴代住職をたどると、次のようになる。

- | | | | |
|--------------------|---------|-------------------|------|
| ① 円光院周栄 | 法印職補任 | (享保9年7月21日)*1724年 | 〔51〕 |
| ② 円良院智伝 | 権大僧都職補任 | (元文元年7月21日)*1736年 | 〔12〕 |
| ③ 円光院周音 | 大先達職補任 | (明和3年7月12日)*1766年 | 〔40〕 |
| ④ 円樹院(周音?) | 錦地職補任 | (安永8年7月16日)*1779年 | 〔37〕 |
| ⑤ 円樹院周盛 | 阿闍利職補任 | (嘉永6年6月12日)*1853年 | 〔39〕 |
| ⑥ 円樹院正摩 (後朧山正摩) | 三谿郡札頭 | (明治5年4月) *1872年 | 〔56〕 |

しかし、⑤の円樹院周盛と⑥の円樹院(朧山)正摩以外は、連続しているのか否かは不明である。

なお、常和寺文書の寄贈者朧山達明氏は、最後の住職朧山正摩氏の孫に当たる。

2 修験寺院としての常和寺

常和寺は醍醐寺三宝院末(当山派)の修験寺院で、少なくとも延宝7年(1679)から幕末までは、正大先達寺院の大和国内山永久寺を中本寺としていた。広島藩領では新山不動院(広島市東区牛田新町)が当山派の触頭であり、常和寺はその下の文殊院の配下にあったことが知られる。上寺の文殊院は袈裟頭・帳元を務め、常和寺もその下で幕末まで札頭や帳元の役を務めていた。

常和寺の住職円光周栄が札頭となったのは、享保9年(1724)7月21日のことと伝えられる〔20〕。

札頭は組下の修験の人別改め、つまり焼き印の札改めを行い、「人別改帳」を不動院へ差し出す任務を帯びていた〔53〕。札頭の任務は、この他に、組下の修験からの冥加銀・札役銭の取り集めや彼らの諸願の取次、不法法の取締などがあった〔52、『広島県史』近世資料編Ⅲ729号「修験者の修験道心得に関する条目」〕。札頭としての常和寺は、少なくとも明和3年(1766)以降、三谿郡の修験を組下に入れていたことが確認できる〔53、『広島県史』近世資料編Ⅲ1068号「山伏修験道作法につき書付」参照〕。

ところで、宝暦2年(1752)11月に、上寺の文殊院から当山派の修験に対して、円良院が醍醐寺三宝院より帳元に補任された旨を告げられている。文殊院はこのとき袈裟頭であったから、円良院の昇進も彼の移動に連動したものといえよう〔59〕。ここで円良院というのは、常和寺の住職を務めた智伝その人ではないかと思うが、彼が帳元の地位にあったのは一時的なものと考えられる。なお、円良院の立場は、「三谿郡帳元」ということであった〔61〕。

この後、文化13年(1816)正月頃、常和寺住職の円樹院(周音)は、神石・甲奴両郡の袈裟頭をしていた星居寺円良院の「後目」をしていたことが知られる〔60〕。さらに、嘉永6年(1853)6月にも、星居寺清瀧院の配下修験の取締不行届のため、円樹院周音の息子周盛がその「後目」に任じられた〔15・55〕。「常和寺代々由緒書」〔20〕の末尾に、円樹院周盛が神石・甲奴両郡の袈裟頭を仰せ付けられたとあるのは、このことと関係するのかもしれない。

円樹院周盛の言によると、常和寺は江戸時代末期に三谿・世羅・甲奴の3郡で「御初穂」を徴収することが認められていた〔23〕。

3 常和寺住職の官位

当山派の修験の場合、官位の授与には二つの方法があった。一つは、正大先達衆が大峰入峰者に対して、大峰山中の小篠で秘法伝授ののちに与えたもの。この補任状には、筋目の正大先達が裏書を行っている。いま一つは、寛文8年(1668)7月以降、当山派の法頭の醍醐寺三宝院門主が、大峰に入峰しないものに官位を与えたもの。

常和寺に残された官位補任状も、正大先達衆と醍醐寺三宝院門主の両者から出ている。享保9年(1724)の円光院周栄宛〔43・41・45〕と元文元年(1736)の円良院智伝宛〔58・35・12〕の補任状は、正大先達衆から発給されたものである。また、安永7年(1776)の円樹院(周音)宛の補任状も、正大先達衆からのものであった〔46・36・37〕。なお、円良院智伝宛のものより、補任状の裏に中本寺内山永久寺の判が据えられている。醍醐寺三宝院門主の官位の補任は、明和3年(1766)7月の「大先達職等補任状」が最初で〔40〕、それから嘉永6年(1853)6月の円樹院周盛宛のものまで下る〔47・38・39〕。

当山派の官位は、袈裟(坊号)・院号・大法師・権律師・権少僧都・権大僧都・錦地袈裟・一僧祇・二僧祇・三僧祇・螺の緒・阿闍利・大越家・法印の13種ほどを数える。常和寺住職の中で、円光院周栄と円光院周音の二人が、このうちの最高位である法印に任じられている〔45・40〕。法印となるには、36度もの入峰が必要とされたから、逆に江戸時代中期における常和寺の隆盛を偲ぶことができる。また、一度に三つ以上の官位が許されているのも目を引く。

4 常和寺文書の構成

常和寺文書は、修験・世俗・典籍類の三つに大きく分けることができる。

その中でも、修験に関わる文書が中心となる。戦国時代から江戸時代初期にかけて、備後国の有力国衆和智氏や広島藩主福島正則が、修験寺院常和寺と深く関わっているのが知られるのは大変興味深い〔1・3・7〕。新山不動院を中心とする、広島藩内の修験の支配組織はこれまで解明されていないが、常和寺文書もその一つの素材となりえるであろう〔53・52・57・58〕。その下の袈裟頭・帳元・札頭の支配関係にも、目を向けることができる〔60・61〕。常和寺の住職の一人円良院智伝が、熊野那智山の千手院宥秀から印信を受けているのも面白い〔71・72〕。円良院智伝は神道教本をも手に入れており〔63〕、江戸時代中期の修験の在り方を考えさせる。

次に、世俗であるが、近世の文書は、屋敷の丁除きなど、修験寺院としての常和寺に因むもので

ある〔13・30・16〕。近代・現代文書は、住職の家族の種痘判定証と、かつて常和寺の寺男を務めていたという人物の思い出を綴ったもの〔81・94・95〕。

典籍類は、常和寺の住職らが身近に置いた書物などである〔86・84他〕。

5 常和寺文書の利用

保延4年(1138)に書写された大般若経巻五五三〔34〕に関して、小林基伸「播磨国在庁官人桑原貞助発願一日頓写大般若経」(『わたりやぐら』第4号,1987年)は詳細な検討を行っている。この論考によれば、大般若経はもともと卷子仕立であったが、吉舎村八幡宮に施入される以前に折本に仕立て直されたものであるという。次に、文政2年(1819)11月に作られた「国郡志御用御尋書附帳面」(三谿郡清綱村常和寺円樹院)〔17〕は、『吉舎町史 上巻』(昭和63年刊)に抄録されている。この他に、和智元盛もりふ免許状〔2〕も、同書に翻刻されている。なお、広島藩主福島正則奉行人下知状〔3〕は、『吉舎町史 下巻』(平成3年刊)の「三玉古銀山」の項で翻刻し、説明が加えられている。

常和寺文書の性格・利用状況等については、当文書館の地方調査員藤村耕市氏より御教示を得ることができた。お礼を申し上げたい。

(松井 輝昭)

| 番号 | 表題 | 年代 | 作成 | 形態 | 数量 |
|--------------|---|-----------|---|-------|----|
| 1 修験 | | | | | |
| 祈念 | | | | | |
| 1 | 和智氏奉行人連署奉書(所領を寄進し, 3か年に一度の大峰山入峯の祈念を請う) 包紙面書に「和智元郷公ヨリ田畠寄附状 巻通」とあり | 11.12 | 小泉左馬允・高羽又十郎 光坊まいる御同宿中 | 円 縦紙 | 1枚 |
| 2 | 和智元盛もりふ免許状(もりふ役を命じる) 包紙面書に「もりふゆるし元盛」とあり | 文禄2.11.吉 | 和智元盛 円光坊 | 縦切紙 | 1枚 |
| 3 | 広島藩主福島正則奉行人下知状(銀山の祈禱に付, 初穂料の徴収を認める) | 慶長16.3.吉 | 上月助右衛門・大崎豊後 (円光坊) | 円 縦紙 | 1枚 |
| 7 | 安芸宰相福島正則消息(大寒の大峰山参詣に付, 大護摩の祈念を依頼する) 包紙面書に「あきさいしょうさま 御前さま御文から巻通」とあり | (元和4)6.吉 | 安芸宰相福島正則 | 縦紙 | 1枚 |
| 14 | 御祈祷(前藩主病気に付, 郡中一同の御祈祷) | 宝暦元.12.吉 | 円光院阿闍利周栄法印(醍醐寺末流修験行者) | 縦紙 | 1枚 |
| 山伏法度 | | | | | |
| 4 | 大御所様御内書案并内山法印裏書(修験道の入峯・所役の混乱を止める) | 慶長18.5.21 | 徳川家康 醍醐寺三宝院殿 奥書 醍醐寺三宝院 内山 永久寺 円光院 | 縦紙 | 1枚 |
| 5 | 将軍徳川秀忠御内書案并内山法印裏書(修験道の入峯・所役の混乱を止める) | 慶長18.6.6 | 徳川秀忠 醍醐寺三宝院殿 奥書 醍醐寺三宝院 内山 永久寺 円光院 | 縦紙 | 1枚 |
| 6 | 山伏諸法度付与状(本山入峯山伏の諸法度) | 慶長18.9.吉 | 澄友 (当山内山備後) 円光院 | 円 縦中折 | 1枚 |
| 53 | 覚(芸備山伏焼印札に付) | 明和3.8. | 不動院秀篇法印 奥書 帖 元文珠院 三谿郡清綱村札頭 円光院 | 縦紙 | 1枚 |
| 52 | 〔修験道法度〕 | 嘉永6.10. | 新山御院室法印 | 継紙 | 1枚 |
| 由緒 | | | | | |
| 10 | 覚(三谿郡清綱村常和寺ノ堂宇の年数) | 正徳3.11. | 岩屋秀実 | 縦切紙 | 1枚 |
| 17 | 国郡志御用御尋書附帳面 | 文政2.11. | 三谿郡清綱村常和寺円樹院 | 縦冊 | 1冊 |
| 19 | 修心山常和寺円光院修験道 之事 土代 | | | 縦継紙 | 1枚 |
| 18 | 修心山常和寺円光院由緒書 | | | 縦継紙 | 1枚 |
| 20 | 〔常和寺代々由緒書〕 | | | 折紙 | 1枚 |
| 21 | 地藏菩薩由来 包紙面書に「地藏菩薩由来巻通」とあり | | | 縦紙 | 1枚 |
| 23 | 〔三谿郡清綱村常和寺第二十七世周盛由緒家族等書出草案〕 | | 常和寺周盛 (三谿郡役所) | 綴 | 1綴 |
| 官位・役職 | | | | | |
| 51 | 〔螺緒出仕許可状〕 包紙面書に「螺緒 円光院周栄」とあり | 享保9.7.21 | 二宿法印長蔵 円光院周栄 | 縦紙 | 1枚 |
| 43 | 〔阿闍利職補任状〕 | 享保9.7.21 | 大宿彦旭法院外2名 円光院 周栄 | 縦紙 | 1枚 |

| 番号 | 表 題 | 年 代 | 作 成 | 形態 | 数量 |
|----|---|-----------|--------------------------------|-----|----|
| 41 | 〔大越家職補任状〕 包紙面書に「大越家 円光院周栄」とあり | 享保9.7.21 | 大宿彦旭法院外2名 円光院 周栄 | 豎紙 | 1枚 |
| 45 | 〔法印職補任状〕 | 享保9.7.21 | 大宿彦旭法院外2名 円光院 周栄 | 豎紙 | 1枚 |
| 58 | 〔袈裟補任状〕 本紙裏に黒印3あり、その一つは「内山永久寺」 | 元文元.7.16 | 大宿集恵法印外2名 智伝坊 | 豎紙 | 1枚 |
| 35 | 〔院号職補任状〕 包紙面書に「院号 円良院」とあり、本紙裏には黒印3つが見える、その一つは「内山永久寺」 | 元文元.7.16 | 大宿集恵法印外2名 円良院 | 豎紙 | 1枚 |
| 12 | 〔権大僧都職補任状〕 包紙面書に「権大僧都 円良院」とあり、本紙裏には黒印3つが見える、その一つは「内山永久寺」 | 元文元.7.16 | 大宿集恵法印外2名 円良院 | 豎紙 | 1枚 |
| 40 | 〔大先達職等補任状〕(磨紫金袈裟の着用を認め、大先達と称することを許す) 包紙面書に「出世 法印大先達円光印周音」とあり、本紙裏に醍醐寺三宝院役人の黒印2つあり | 明和3.7.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主(大僧都信隆) 円光院周音) | 豎紙 | 1枚 |
| 48 | 〔袈裟補任状〕 本紙裏に黒印3あり、その一つは「内山永久寺」 | 安永5.7.16 | 大宿隆慶法印外2名 数学坊 | 豎紙 | 1枚 |
| 49 | 〔袈裟補任状〕 本紙裏に黒印3あり、その一つは「内山永久寺」 | 安永8.7.16 | 大宿隆慶法印外2名 知隆坊 | 豎紙 | 1枚 |
| 46 | 〔院号職補任状〕 本紙裏に黒印3あり、その一つは「内山永久寺」 | 安永8.7.16 | 大宿隆慶法印外2名 円樹院 | 豎紙 | 1枚 |
| 36 | 〔権大僧都補任状〕 包紙面書に「権大僧都 円樹院」とあり、本紙裏には黒印3つが見える、その一つは「内山永久寺」 | 安永8.7.16 | 大宿隆慶法印外2名 円樹院 | 豎紙 | 1枚 |
| 37 | 〔錦地職補任状〕 包紙面書に「錦地 円樹院」とあり、本紙裏には黒印3つが見える、その一つは「内山永久寺」 | 安永8.7.16 | 大宿快濟法印外2名 円樹院 | 豎紙 | 1枚 |
| 44 | 〔袈裟補任状〕 本紙裏には「内山永久寺正大先達」と認め、黒印を捺す | 嘉永6.5.7 | 大宿恵明法印外2名 典膳坊 | 豎紙 | 1枚 |
| 42 | 〔神子巫職補任状〕 包紙面書に「巫職之状 織部」とあり | 嘉永6.6.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主(僧正法印豪円) 織部 | 豎紙 | 1枚 |
| 47 | 〔院号職補任状〕 本紙裏には醍醐寺三宝院役人の黒印3が見える | 嘉永6.6.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主(僧正法印演隆) 周盛 | 豎紙 | 1枚 |
| 50 | 〔黒衣直綴着用許可状〕 | 嘉永6.6.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主 円樹院周盛 | 豎紙 | 1枚 |
| 38 | 〔錦地袈裟着用免許状〕 包紙面書に「錦地 円樹院周盛」とあり、本紙裏には醍醐寺三宝院役人の黒印3が見える | 嘉永6.6.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主(僧正法印演隆) 円樹院周盛 | 豎紙 | 1枚 |
| 39 | 〔阿闍利職補任状〕 包紙面書に「阿闍利 円樹院周盛」とあり、本紙裏には醍醐寺三宝院役人の黒印3が見える | 嘉永6.6.12 | 醍醐寺三宝院法頭門主(僧正法印演隆) 円樹院周盛 | 豎紙 | 1枚 |
| 62 | 〔広島県出張所事務掛補任状〕 | 明治17.3.2 | 醍醐寺三宝院出張所 毘山正摩 大本山事務庁統末流掛貴賓院隆正 | 小切紙 | 1枚 |
| 76 | 〔醍醐寺三宝院僧祇称号免許状〕 | 明治20.9.10 | 醍醐寺三宝院門跡 毘山正摩 | 豎紙 | 1枚 |
| 77 | 〔醍醐寺三宝院道場試度証明証〕 | 明治20.9.10 | 醍醐寺三宝院門跡 毘山正摩 | 豎紙 | 1枚 |
| 75 | 〔醍醐寺三宝院道場得度証明証〕 | 明治33.11.1 | 醍醐寺派管長大僧正和氣宥雄 毘山正摩 | 豎紙 | 1枚 |
| 78 | 〔真言宗醍醐派僧祇補任状〕 | 明治33.11.1 | 真言宗醍醐寺派管長大僧正和氣宥雄 毘山正摩 | 豎紙 | 1枚 |
| 64 | 〔坊号補任状包紙〕 58の包紙の可能性あり | | 智伝坊 | 包 | 1包 |
| 65 | 〔房号補任状包紙〕 44の包紙の可能性あり | | 典膳坊 | 包 | 1包 |
| 66 | 〔阿闍利職補任状包紙〕 43の包紙の可能性あり | | 円光院周栄 | 包 | 1包 |

| 番号 | 表 題 | 年 代 | 作 成 | 形態 | 数量 |
|--------------|---|---------------------------|-----------------------------------|-----|----|
| 印信 | | | | | |
| 71 | 護身法(授与状) 元木箱に入る | 元文2.2.吉 | 那智山如意輪寺千手院宥秀 円良院智伝 | 切紙 | 1枚 |
| 72 | 七々夜待之大事(授与状) 元木箱に入る | 元文2.2.吉 | 祐秀法印 円良院智伝 | 切継紙 | 1枚 |
| 修験出入 | | | | | |
| 73 | 言上書(山伏の入峯を止め、役銭を課すことを訴える) 元木箱に入る | 慶長16.11.吉 | 当山先達 本山・金地院・国光寺 | 切継紙 | 1枚 |
| 免許・申渡 | | | | | |
| 9 | 〔吉舎文珠院役銀永代免許状写〕 | 元禄8.7. | 江戸慶学院法印慶大 三谷郡 帖元吉舎文珠院 | 折紙 | 1枚 |
| 11 | 〔来成年参勤の山伏の道中狼藉禁止令〕 | 享保2.9.28 | 密厳院権僧正外3名 三谿郡 清綱村当山方袈裟頭・帖元・諸山伏 | 切紙 | 1枚 |
| 59 | 覚(円良院の醍醐御殿帳本役就任に付) | 宝暦2.11. | 文珠院 当山方修験中 | 豎紙 | 1枚 |
| 61 | 〔享保十八年以来ノ未進役銀ノ上納下知状〕(享保年中の未進分は5カ年賦) 包紙面書に「御下知状之写 三谷郡帖元円良院江」とあり | 宝暦2.11. | 醍醐寺三宝院役所 袈裟頭文珠院 備後帖元円良院 | 切継紙 | 1枚 |
| 54 | 達(頭襟役参勤に付) | 酉9.28 | 当山諸先達 備後国清綱村袈裟頭・帖元・諸山伏 | 豎紙 | 1枚 |
| 60 | 申渡(神石・甲奴両郡修験の三次表不出頭及び明学院の同郡目付役就任に付) | 文化13.正. | 星居寺袈裟頭円良院・常和寺後目円樹院右高光村明学院 | 豎紙 | 1枚 |
| 15 | 〔醍醐寺役所袈裟頭取締後見に付沙汰〕(星居寺清瀧院光現が配下の山伏やその上納金の取計らいに不都合があるため) | 嘉永6.6. | 醍醐寺三宝院役所 備後国神石郡・甲奴郡修験一統 | 切継紙 | 1枚 |
| 55 | 〔袈裟頭後目申渡状〕(星居寺清瀧院の配下取締不行届) 包紙面書に「申達」とあり | 嘉永6.6. | 甲村阿波介・左右田加賀介 円樹院 | 切継紙 | 1枚 |
| 57 | 申渡(三谷郡札頭役に付) | 嘉永6.10. | 新山修験方役席中 円樹院周盛 | 豎紙 | 1枚 |
| 56 | 申渡(円樹院名跡相続及び三谷郡札頭役に付) | 明治5.4. | 新山修験方役席中 円樹院正摩 | 豎紙 | 1枚 |
| 79 | 〔醍醐寺三宝院本宗帰入聞届書〕 | 明治14.7.7 | 醍醐寺三宝院兆 元円樹院山正摩組 | 豎紙 | 1枚 |
| 69 | 達書 | | | 包 | 1包 |
| 経典・呪法 | | | | | |
| 34 | 大般若波羅密多經卷第五百五十三 奥書に願主善秀が「 村八幡宮」とあり 25.5×9.5 一紙43.8 | 保延4.1.23・ 明応2.9.29(施入) | 高松寺住僧宥厳 | 折本 | 1冊 |
| 91 | 〔日待之大事他呪法集成〕 「常和寺住持所有物」の銘あり | (寛文4.4.吉以降) | | 折本 | 1冊 |
| 98 | 〔帰命毘蘆舎那仏〕 「三宝院・有田実」の銘あり | 天和2.9.吉 | 浄厳 | 小折本 | 1冊 |

| 番号 | 表題 | 年代 | 作成 | 形態 | 数量 |
|-----|----------------------------------|------------------------------|--------------|-----|----|
| 63 | 神道教本(中臣被他) 教本の裏に呪文あり | (享保2) | 醍醐寺三宝院役所 智伝坊 | 折本 | 1冊 |
| 87 | 大般若波羅密多經卷第五百八十七 奥書に「芸州之因主」とあり | 宝曆9.5.吉 板本16.7×6.7 一紙30.5 | | 折本 | 1冊 |
| 97 | 大般若波羅密多經卷第五百七十八 奥書に「本主円良院」とあり | 板本27.8×7.3 一紙40.0 | | 折本 | 1冊 |
| 100 | 〔経巻断簡〕 3冊分あり | | | 折本 | 1冊 |
| 89 | 光明真言袖鑑 4紙より成る | | 阿闍利明友 | 豎紙 | 1枚 |
| 90 | 〔護身法等備忘録綴〕 「上黒村」・「万光院」の銘あり | | | 綴 | 1綴 |
| 24 | 使筆法 | | | 卷子 | 1巻 |
| 104 | 〔某断簡〕 | | | 折本片 | 1冊 |

褒賞

| | | | | | |
|----|-------------------|----------|--------------------------|----|----|
| 80 | 〔理原大師一千年忌香資献備褒賞状〕 | 明治42.5.1 | 醍醐寺三宝院門跡大僧正和氣 宥雄 毘山正摩 | 豎紙 | 1枚 |
|----|-------------------|----------|--------------------------|----|----|

その他

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|----------|---------------------|-----|----|
| 27 | 広世公ヨリ屋敷寄附状 壱通 | | | 包 | 1包 |
| 28 | 和気殿ヨリ被書遣 壱通 | | | 包 | 1包 |
| 29 | 両御前様御置印写シ 式通 | | | 包 | 1包 |
| 8 | 御寄進領当物成請取状 | 慶安3.12.吉 | 八幡山河本坊 清綱村庄屋・ 百姓 | 豎切紙 | 1枚 |
| 21 | 御当家牌名(自得院・玄德院・天心 院・顕妙雄院・体国院) | | | 豎紙 | 1枚 |
| 25 | 某印判状(断簡) | | 某 三谿郡清綱村札頭円樹院 | 豎紙 | 1枚 |
| 68 | 条目 三谿郡札頭円樹院 | | 某 三谿郡札頭円樹院 | 包 | 1包 |
| 67 | 聖護院御門主ヨリ被遣せ 壱通 | | 聖護院御門主 | 包 | 1包 |
| 103 | 〔院号写〕(5名の院号) | | | 豎切紙 | 1枚 |

2 世俗

近世文書

| | | | | | |
|----|-----------------------------|--------|---|-----|----|
| 13 | 覚(山伏円光院にそがい屋敷一箇所 の丁除を免許) | 辰1.13 | 三谿郡代官西川文右衛門・川 崎新三郎 清綱村庄屋孫右衛 門・与頭共 | 切継紙 | 1枚 |
| 30 | 御国方書院屋敷除地御免書 | | | 包 | 1包 |
| 16 | 〔割庄屋廻達状〕(清綱村檀那寺の御 勤の義) | 子11.10 | 割庄屋某 村々役人 | 切紙 | 1枚 |

近代・現代文書

| | | | | | |
|------|----------------------|-----------|---------------|-----|----|
| 81/2 | 〔種痘判定証〕 判定 善感・初種痘 | 明治26.4.30 | 医師本吉原秀伯 毘山イマヨ | 一紙 | 1枚 |
| 81/3 | 〔種痘判定証〕 | 明治26.4.30 | 医師本吉原秀伯 毘山イマヨ | 一紙 | 1枚 |
| 81/1 | 〔種痘判定証〕 判定 不善感 | 明治27.4.30 | 医師本吉原秀伯 毘山イマヨ | 小豎紙 | 1枚 |

| 番号 | 表 題 | 年 代 | 作 成 | 形態 | 数量 |
|-----|---------------------------------|------------|----------------------------|----|----|
| 74 | 〔広島県知事褒賞状〕(山陰道交通路改修のため寄附) | 明治27.11.27 | 広島県知事鍋島幹 朮山滝之丞 | 一紙 | 1枚 |
| 96 | 常久林一郎書翰 | 昭和44.1.9 | 常久林一郎 (朮山達明) | 罫紙 | 1枚 |
| 92 | 常久林一郎書翰 原題「面白い思い出の夢」 | 昭和60.6.23 | 常久林一郎 (朮山達明) | 罫紙 | 1枚 |
| 93 | 常久林一郎書翰 原題「向年の思い出の夢, 常和寺の伝説」 | 昭和60.5.26 | 常久林一郎 (朮山達明) | 罫紙 | 1枚 |
| 94 | 常久林一郎書翰 | 昭和62.8.21 | 常久林一郎 (朮山達明) | 罫紙 | 1枚 |
| 95 | 常久林一郎書翰 | 昭和62.8.21 | 常久林一郎 (朮山達明) | 罫紙 | 1枚 |
| 26 | 〔某算用帳〕(断簡) | | | 罫紙 | 1枚 |
| 31 | 辞令 | | | 包 | 1包 |
| 69 | 〔達書包紙〕 | | | 包 | 1包 |
| 70 | 〔包紙及び断簡〕 包等5紙よりなる | | | 包 | 1包 |
| 102 | 古記録 | 昭和16.10.1 | 広島県庁社寺兵事課織田三郎治 双三郡八幡村奥田泰爾様 | 包 | 1包 |
| 105 | 御このみ都そめ様 包に に大の紋あり | | | 包 | 1包 |

3 典籍類

典籍

| | | | | | |
|-----|-----------------------------|----------|-------|-----|----|
| 86 | 名乗手鑑并反字古文字付 「常和寺円樹院」の銘あり | 元禄4.8.中 | | 小横冊 | 1冊 |
| 84 | 新版和漢年代記 全 「朮山正摩常用書」の銘あり | 慶応4.6.10 | | 刊 | 1冊 |
| 82 | 世話尽 卷第二 | | 皆虚(著) | 小横冊 | 1冊 |
| 83 | 世話尽 卷第四 扉書に「朮山友之丞蔵」とあり | | 皆虚(著) | 小横冊 | 1冊 |
| 85 | 新令字解 | | 萩田嘯 | 小横冊 | 1冊 |
| 88 | 〔九九のこゑ・八算わり声・年によつて参宮せざる事他〕 | | | 罫冊 | 1冊 |
| 99 | 体操教範 | | | 小罫冊 | 1冊 |
| 101 | 〔こよみの次第他〕 | | | 小罫冊 | 1冊 |

和歌

| | | | | | |
|----|----------------|--|----|-----|----|
| 32 | 老人兄呈尊霊和歌一首 追悼狗 | | 宗湧 | 罫中折 | 1枚 |
| 33 | 〔漢詩〕 | | 世宝 | 罫切紙 | 1枚 |